

指定難病などに関する支援制度を紹介します

難病とは、発病の原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期的な療養を必要とするものをいいます。指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾病などの種類があり、いずれも厚生労働省や県が指定した疾病です。これらの支援制度についてお知らせします。



医療費の助成（県が認定・支給）

指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たしている人は、医療受給者証の交付を受けると医療費の一部が助成されます。受給者証の交付を受けるには認定基準があります。主治医と相談してから富士保健所へ申請してください。

詳しくは、富士保健所に問い合わせるか、県ウェブサイトをのぞいてください。

http://www.pref.shizuoka.jp/

kousei/ko-420a/nanbyouuhou.html

※これらの医療受給者証を交付されている人が、当該療養に要した保険診療分医療費の自己負担金は、こども医療費の払い戻し対象となります。

問い合わせ

「指定難病」「特定疾患」について

富士保健所医療健康課

☎(55)2656

「小児慢性特定疾病」について

富士保健所福祉課

☎(55)2647

「こども医療費」について

こども家庭課

☎(55)2738 ☎(51)0247

fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

療養扶助費（市が支給）

市では、難病患者の療養に伴う負担の軽減のため、療養扶助費を支給しています。

対象／「特定医療費（指定難病）受給者証」「特定疾患医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けた人

支給金額

一律支給分
1万円（受給者証の有効期間内に1回）

入院支給分

●1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円

●1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円

そのほか、難病患者の介護に従事している家族の負担軽減のため、訪問看護などの費用の一部を助成する「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、在宅患者の利便性向上のため、車いすなどの購入費用の一部を助成する「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」を行っています。詳しくは保健医療課にお問い合わせください。

問い合わせ 保健医療課

☎(55)2739 ☎(53)5586

ho-iryuu@div.city.fuji.shizuoka.jp

障害福祉サービス

難病患者も、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスが受けられます。

※一部、身体障害者手帳のない難病患者が利用できないサービスや、障害支援区分の認定が必要な場合があります。

主な障害福祉サービス／居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、補装具費の支給、日常生活用具の支給

問い合わせ 障害福祉課

☎(55)2761 ☎(53)0151

fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市難病患者・家族連絡会

難病患者及び患者家族、賛助会員によって構成された会です。難病患者と家族がよりよい生活を送ることができるよう、さまざまな活動により支援をしています。

【活動内容】電話、面接による相談（無料）※秘密は厳守します。

とき／毎月第1・3水曜日 10～15時

☎(64)9045

ところ／フロンテヤ東館3階福祉団体活動室

●難病患者総合相談会の開催（毎年6月）
●会員同士の交流及び他団体との交流
●医療講演会の開催 など

問い合わせ

富士市難病患者・家族連絡会会長

泉 清順 方 ☎・☎(61)8749

または事務局

☎060-8737-7652

？ COPDを知っていますか

COPDとは、気管支や肺に障害が起きて、呼吸がしにくくなる「肺の生活習慣病」です。以前は肺気腫と慢性気管支炎に分けられていた病気を、まとめてCOPDと呼ぶようになりました。

COPDが進行すると少し動いただけでも息切れし、日常生活もままならなくなります。さらに進行すると呼吸不全や心不全を起こすなど、命に関わる病気です。特に40歳以上で、喫煙歴のある人は要注意です。

「階段の昇降で息切れがする」、「せきやたんが出る」、「呼吸をするときにゼーゼー、ヒューヒューと音がする」のような症状のある方は、軽く考えず早めに呼吸器専門医にご相談ください。



今年度は、広くCOPDを知ってもらうために、11月20日の世界COPDデーに合わせて、11月19・20日、富士川サービスエリアの大観覧車フジスカイビューをCOPD啓発のシンボルカラーである金色にライトアップします。

問い合わせ／保健医療課

☎(55)2739

☎(53)5586